

## 年金記録確認 和歌山 地方第三者委員会（第1回）議事要旨

1. 日 時 平成19年7月13日（木） 10時00分から12時00分
2. 場 所 和歌山行政評価事務所 2階会議室
3. 出席者 （委員会） 田中委員長、的場委員長代理、中委員、馬場委員、水城委員  
（和歌山行政評価事務所） 鹿子所長、平原事務室長  
（和歌山社会保険事務局） 栗本保険課長、立石年金課長

### 4. 主要議題

- (1) 委員長互選
- (2) 和歌山行政評価事務所長あいさつ
- (3) 委員長挨拶
- (4) 委員の自己紹介
- (5) 委員長代理の指名
- (6) 事務室職員の紹介
- (7) 委員会の運営について（運営規則等の制定）
- (8) 委員会の所掌事務、権限等について
- (9) 基本方針について
- (10) 年金記録管理の経緯と対応について（社会保険事務局説明）
- (11) その他（フリートーカー、次回日程等）

### 5. 会議経過

- (1) 田中繁夫委員が委員長に互選された。
- (2) 鹿子和歌山行政評価事務所長から次の趣旨のあいさつが行われた。

委員長始め、委員の皆様には、大変お忙しい中にも拘わらず、年金記録確認和歌山地方第三者委員会の委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

年金問題は、国民の最大の関心事の一つとなっており、いわゆる「宙に浮いた年金記録」（基礎年金番号に統合されず持ち主が不明になっているもの）が5,000万件、「消えた年金記録」（社会保険庁の記録とご本人の記憶が一致していないもの）が2万件あるとも言われており、社会保険庁が抱える問題の深刻さが取りざたされている。

政府は、年金に対する国民の信頼を回復するために、集中的に対策を講じつつあり、この委員会も、その一環として、立ち上げられたもの。地方委員会の任務は、「消えた年金記録」に関する国民からの申出を受けて、国民の立場に立って公正・妥当な解決を図るべく、必要な調査・検討を行い、年金記録の確認に関し必要なあつせん案を策定していただくことにある。

皆様が、国民の視点に立って下される「客観的で公正・中立なご判断」、これに対する国民の期待には、大きなものがあると考えている。

本委員会における検討は、中央委員会から示される「平成19年7月10日総務大臣決定の基本方針」に基づいて行われるが、審議の中で委員の皆様がどのような心証をお持ちになるかが、判

断の方向を決めることとなろうかと思う。

この委員会に調査を申し出られる方々の立場に立って、国民の目から見て公正・妥当なご判断を、よろしくお願いしたい。

(3) 委員会の運営について、以下のように決定した。

- ・ 委員長の指名により、的場良三委員が委員長代理に指名された。
- ・ 委員会の運営規則が委員事務室から説明され、了承された。

この中で、本委員会は個人情報を多く取り扱うことから非公開とし、議事録も公開しないこととし、議事の公開については、議事要旨を作成して公開することとした。

また、委員会開催後、記者の求めのある場合は、委員長がブリーフィングを行うこととした。

- ・ 委員会での配布資料は、原則非公開とするが、差し支えないものは委員長の判断により公開することとした。

(4) 委員会の所掌事務及び権限並びに基本方針について委員事務室から説明が行われた。

説明後、「あっせんに至らない場合の申立人への通知文書の表現はどのようになるのか」、「中央委員会と地方委員会との役割分担はどうなっているのか」などの質疑があった。

(5) 和歌山社会保険事務局から、年金記録問題の経緯と現状、記録確認の手續等について説明があった。

説明後、「社会保険事務局は記録確認手続を行っていることを国民に積極的にPRしていくこととしているのか」などの質疑があった。

(6) その他、「虚偽申立ての事案についてどのように処理されるべきか」、「行政訴訟と委員会の判断との関係について」などの意見交換が行われた。

(7) 次回は、7月19日（木）10時00分から開催することとされた。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認 和歌山 地方第三者委員会（第2回）議事要旨

1. 日 時 平成19年7月19日（木） 10時00分から11時30分
2. 場 所 年金記録確認和歌山地方第三者委員会 会議室
3. 出席者 （委員会） 田中委員長、中委員、馬場委員、水城委員  
（和歌山行政評価事務所） 鹿子所長、平原事務室長
4. 主要議題
  - （1） 年金記録確認地方第三者委員会 全国委員長会議報告
  - （2） その他（フリートーキング、次回日程等）
5. 会議経過
  - （1） 委員長の求めに応じて、事務室から「年金記録確認地方第三者委員会全国委員長会議」の概要を報告後、「申し立てが虚偽の場合の対応」、「代理人の範囲」、「事務手続きや資料の収集にかかる手順はどうなっているか」、「資料が一切ない場合の判断をどうするか」などの意見交換が行われた。
  - （2） 次回の委員会は、今後、社会保険事務局から転送される事案の状況をみながら、開催時期を決定することとされた。

〔 文責：委員会事務室  
速報につき修正の可能性あり 〕